

公立大学法人埼玉県立大学棚卸資産管理規程

平成 22 年 4 月 1 日

規 程 第 6 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学会計規則（平成 22 年規則第 30 号。以下「会計規則」という。）第 43 条の規定に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）における棚卸資産の取扱い及び評価方法等に関し必要な事項を定める。

(棚卸資産の範囲)

第 2 条 会計規則第 39 条第 2 号に規定する棚卸資産とは、製品、成果物、材料及び貯蔵品をいう。

2 前項に規定する棚卸資産のうち「貯蔵品」の範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 切手などの金銭等価物
- 二 同種の目的に使用し、かつ年度末帳簿残高が 50 万円以上となるもの
- 三 その他必要と認められるもの

(取得価額)

第 3 条 棚卸資産の取得価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 購入により取得する棚卸資産は、購入代価および付随費用とする。
- 二 製作により取得する棚卸資産は、適正な原価計算により算定した価額とする。
- 三 副産物等は、適正な見積価額とする。

(棚卸資産の評価方法)

第 4 条 棚卸資産の評価方法は、原則として移動平均法によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、最終仕入原価法によるものとする。

2 棚卸資産の期末の時価が前項の規定により評価した価額よりも下落した場合は、当該時価をもって評価額とする。

(棚卸資産の受払い及び残高記録)

第 5 条 物品管理責任者は、棚卸資産について、棚卸資産管理簿により受払いの記録を行い、常にその残高を明らかにしなければならない。ただし、これにより難しい場合は、この限りではない。

(実地棚卸)

第 6 条 物品管理責任者は、毎事業年度末に、現品と棚卸資産管理簿を照合して、実地棚卸を行い、その結果を会計責任者に報告しなければならない。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、棚卸資産の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。